令和 6 年 2 月 22 日 (木曜日)

外

(第 号)

目 次

## 人事委員会

○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人 事 委 員 슾

1

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令柜六年11月11十11日

石川県人事委員会

## 石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改 正する。

別表第二イの表知事の事務部局の部本庁の項中「日登附施」

「出納室長 ぬ 室長

に改める。

商工労働部課長」

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

企画振興部課長	111種	450
出納室次長		

	11]璽	に改める。
企画振興部課長		
商工労働部課長		
出納室次長		ı

金宝

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二及び別表第十の規定は、令和六年一月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和大年二月二十二日

石川県人事委員会

## 石川県人事委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 別表第一知事部局の項中「企画振興部課長」の下に「、商工労働部課長」を加える。

密 副

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(1箇月2,350円送料とも)